
☆★☆*…*…*…

監 査 ニ ュ ー ス

・入試ミス 京大も 17 人追加合格 解答例開示 ルール化へ 文科省【2/2 読売新聞】
・国立大 4 割 正解非公表 昨春入試 文科省 開示促進へ【2/4 読売新聞】
・がんゲノム医療に 11 拠点 東北大など 遺伝子調べ治療選択【2/15 河北新報】
・合格の受験生を誤って不合格に 阪大AO入試【2/17 毎日新聞】
・阪大入試 大学生も点検 ミス防止策 解答例 HPに公表【2/21 読売新聞】
・武蔵大や大和大 5 校に是正意見 文科省、定員超過などで【2/24 朝日新聞】
・特定機能病院 違法残業など勧告 7 割超 根深い医師の長時間労働【2/24 河北新報】
・京大入試ミス 17 件 化学、物理 開始後 2 問削除 【2/27 読売新聞】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第１８回目となる今回は、
「物品の譲渡及び貸付」というお題についてご説明します。

卓） たこ社長が今度、他の大学に異動するんだってよ。それで、既に研究期間が終了している自分の科研費で取得した資産を持って行きたいって言ってるんだけど、出来るのかい？

妹） 研究期間が続いている科研費だったら、本人に返還できたんだけどね。終了してるんじゃ、返還できないわね。科研費で取得した資産だと寄附受けして大学に所有権があるけど、譲渡出来ることは出来るわ。いくつか条件があるけど。

本学の物品管理業務マニュアル（以下「マニュアル」という。）「4. 固定資産等の異動に伴う会計処理　（5）譲渡」には

物品譲渡の際の確認事項
①物品がその取得財源の交付要領等で譲渡ができない旨が定められていないこと
②テクニカルサポートセンターに登録されている物品ではないこと
③学内に使用希望の照会(電子メールによる照会や一定期間掲示告知等)を行い、使用希望が無いこと
④減価償却が完了していない物品(固定資産)については、使用希望がない旨を各部局長から文書で回答を得ること
⑤「施設整備費補助金」「設備整備費補助金」「運営費交付金(特別)」「運営費交付金(機能)」で取得した物品については、別紙 17 の決裁前に理事承認を得る必要がありますので、別紙 24 の決裁後、財務部資産管理課へ承認依頼を行うこと

以上５点が譲渡するための確認事項として記載されています。

※補足１
国立大学法人東北大学物品等の無償貸付及び無償譲渡事務取扱細則（以下「細則」という。）　第１０条には無償譲渡が可能なものが記載されており、たこ社長の場合は第１項第７号「本学において使用に供さなくなった物品等を、教育又は研究のため国、国立大学法人等、独立行政法人、地方公共団体又は私立大学に譲渡するとき。」に該当します。

卓）　なるほどねぇ。本学の資産だから、まずは学内で有効活用できるように、使用希望の有無を確認するんだね。学内の使用希望が無ければ、やっと譲渡の手続きに進めるんだ。

上記①～⑤の条件を満たした上で、「物品不用決定書」、「物品譲渡承認申請書」を決裁権限に基づく決裁を受ければ、譲渡が可能になります。しかし、①②の条件を満たすことができても、まだ使用できる物品であれば学内で使用希望があることが多く、③の条件を満たすことが出来るケースは少ないと思われます。

③の条件が満たせないと譲渡はできませんが、どうしても本学所有の資産を異動先でも使用しなければならない場合は、貸付するという方法があります。

マニュアル「4. 固定資産等の異動に伴う会計処理　（4）貸付」には「物品貸付承認申請書」の提出を受け、「物品貸付承認書」及び貸付条件等を作成の上、決裁権限に基づく決裁を受ければ、貸付が可能であることが記載されています。譲渡と同様に、貸付できるものには条件があるので、ご注意ください。
「貸付条件等」については、細則　第5条第1項に記載されており、第1号から第13号までの貸付条件を付し部局の長の承認を得る必要があることが記載されています。この貸付条件には譲渡の③の条件はありませんので、学内での使用希望の有無を照会する必要はありません。

※補足２

細則　第３条には無償貸付が可能なものが記載されており、たこ社長の場合は第１項第３号「教育又は研究のため必要な物品等を、国、国立大学法人等、独立行政法人、地方公共団体又は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に定める学校法人によって設置された私立大学に貸し付けるとき。」に該当します。

物品貸付期間中は**「動産（物品）貸付簿」**を備え、当該物品の適切な管理をする必要があることがマニュアルに記載されていますので、現在、貸付を行っている物品がありましたら、**「動産（物品）貸付簿」**が備えられているか、今一度確認してみましょう。

物品の譲渡及び貸付を行う場合は、どちらも条件がありますので、関係するマニュアル、細則、通知等をよく読み、手続きを進めてください。

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

卓）　じゃあ、たこ社長が使用していた資産はまだ使用できるものだから、貸付で手続した方がよさそうだな。でも、簡単に貸付できる訳じゃなさそうだから、貸付できるケースかどうかの確認も必要だな。

妹）　そうね。たこ社長が所有している資産ではなく、大学が所有している資産だから、たこ社長が異動するからといって簡単に譲渡はできないわね。貸付もよく検討しなくちゃいけないし。

お兄ちゃんもリリーさんから譲渡の相談を受けているようだけど、マドンナだからって条件を確認しないで譲渡しちゃダメよ。

卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「オリンピックに思う」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。



去る2月8日から2月25日にかけて開催された平昌オリンピック、日本選手団が獲得したメダル数は、13個と冬季オリンピックにおいて、最多となりました。各種メディアを通じて見聞きした情報からは、各選手ともに様々な道のりを経て、今回の結果に至ったということを伺い知ることができました。2大会連続でメダルを獲得した選手においては、台頭してくる選手がいる中、自分自身と向き合い、世界のトップ選手として結果を出すために、弛まぬ努力があったことと思います。

また、新たにメダリストとなった選手は、過去の苦い経験等を糧として、今回の結果につなげた選手が多かったように思います。そうした意味で、**過去の苦い経験等は、輝かしい結果に至るための必要な過程**であったとも考えられるのではないでしょうか。

女子カーリングは、準決勝、3位決定戦ともに競技時間帯が夜であったこともあり、観戦された方もいらっしゃるかもしれません。私自身は競技に関して全くの素人ですが、刻一刻と変化する状況に的確に対応しなければならない競技であると感じました。中継の中で、選手と冷静沈着としたカナダ出身のコーチが英語で戦略を練る場面があり、解説者を通じてではありますが、**相手がどういう戦略をとるのか、それに対しどう対処するのか、チーム全員でしっかりと話し合い、対応していく姿**がありました。カーリングチームのみならず、スケートチームにおいても、オランダ出身のコーチを招聘し、選手とコーチが、高みを目指し、努力を積み重ねたことが、今回の輝かしい結果へとつながっていました。



話題が急に転換し恐縮ですが、国家の運営という観点からも、日本は外国諸国から学び、それをうまく受容してきました。また、**大学においても、研究者や学生等が、国境を越えて交流し、刺激しあうことで、新たな研究・教育成果へと結実してきた**歴史があるように思います。オリンピック中継や関連した報道等を通じ、上記記載したこと、また、平昌オリンピックにおける選手やコーチ等の姿から、自分自身が鼓舞されまして、「オリンピックに思う」ということで、綴らせていただきました。

（監査室　深沢）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：佐藤）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、杉山）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University